

岩手県規則第6号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後									
別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）						別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）									
事務	条項	内容	専決権者				備考	事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長					副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]						[略]									
63 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の施行に関する事務	第8条第1項（第9条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	[略]				[略]	63 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の施行に関する事務	第7条及び附則第3条第1項	報告の受理		○		○	[略]
			第8条第3項（第9条第2項において準用する場合を含む。）	計画の認定	[略]	第8条第1項（附則第3条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）				是正命令等		○		○	
										第8条第4項（第9条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	第12条第1項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）	指導及び助言		
第8条第4項（第9条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	第12条第2項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）	指示		○			○							
			第8条第4項（第9条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	第13条第1項（附則第3条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）	報告の徴収又は立入検査		○		○					
第8条第4項（第9条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	第17条第1項（第18条第2項において準用する場合を含む。）				[略]									
			第8条第4項（第9条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	第17条第3項、第18条第1項、第22条第2項及び第25条第2項	認定		[略]							
第8条第4項（第9条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	第17条第4項（第18条第2項において準用する場合を含む。）				[略]									

第10条	[略]
第11条	[略]
第12条	[略]
64 [略]	
[略]	
[略]	

	第17条第10項(第18条第2項において準用する場合を含む。)	建築主事への通知		○		○
	第19条	[略]				
	第20条	[略]				
	第21条及び第23条	[略]				
63の2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)の施行に関する事務	第30条第1項、第34条第1項及び第38条第1項	認定の通知		○		○ センター所長にあっては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
63の3 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成26年岩手県規則第7号)の施行に関する事務	第4条、第10条及び第14条	不認定の通知		○		○ センター所長にあっては、岩手土木センター所長及び千厩土木センター所長を除く。
	第6条	報告の受理		○		○
	第7条及び第11条	認定の取消しの通知		○		○
64 [略]						
[略]						
[略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。